

## 岩美町感震ブレーカー設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生による出火及び延焼の防止を目的に感震ブレーカー（以下「装置」という。）を設置した場合において、当該装置の購入等に要した費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付等については、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、地震発生時に住宅内の電気を遮断することで、電気に起因する出火を防止するための装置をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住宅を所有し、かつ、当該住宅の住所に住民登録を有する者。
  - (2) 町内に定住することを目的として住宅を新築しようとする者。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該住宅が法人名義又は団体名義のものに該当する場合については、補助金を交付しない。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる経費の額に同表第2欄に定める率を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、同表第3欄に定める事業の区分に応じた額を限度とする。

- 2 補助金は、住宅1棟当たり装置1個までを対象に1回に限り交付する。
- 3 住宅の新築に併せて装置を設置する場合は、装置購入費のみを対象とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定により、本補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 装置の購入・設置に要する金額を証明するもの（見積書の写し等）
- (2) 装置の型式、性能が確認できる仕様書、カタログ等
- (3) 装置を設置する住宅の所有者であることが分かる書類

- (4) 住宅を新築する場合にあっては、工事請負契約書の写し
  - (5) 申請者及び世帯員全員の住民票（謄本）
- 2 前項の補助金交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。
- (1) 事業計画書（様式第1号）
  - (2) 収支予算書（様式第2号）
- 3 第1項に規定する補助金交付申請に添付すべき書類のうち、(5)については、様式第1号における当該補助金交付事業の所管課職員が確認することに同意する場合にあっては、その添付を省略することができる。

（補助金の交付決定等）

- 第6条 町長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付及び補助金額を決定し、岩美町感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 2 町長は、前項の審査により、前条の規定による申請が不相当と認めたときは、その理由を付して岩美町感震ブレーカー設置補助金交付却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第7条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第5号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

（補助金の交付の請求）

- 第8条 補助金の交付の請求をしようとする申請者は、様式第6号による請求書を町長に提出するものとする。
- 2 前項の請求書に添付すべき規則第20条第1項に定める書類は、様式第7号による受入額調書を提出するものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

- 第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正な段取りにより補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定

める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年度から令和5年度までの事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度から令和8年度までの事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から令和8年度までの事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から令和8年度までの事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から令和10年度までの事業について適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 1件あたりの限度額
感震ブレーカー（分電盤タイプ <sup>※1</sup> 、簡易タイプ・コンセントタイプ <sup>※2</sup> ）の購入、設置に要する経費 ※住宅を新築する場合にあっては装置購入費のみ	10/10	(1) 電気工事を要するもの 60,000円 ※うち住宅を新築する場合 30,000円 (2) 電気工事が不要なもの 20,000円

- ※1 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するものに限る。
- ※2 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けており、設置時に動作確認ができるものに限る。
- ※3 工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。